

地域子ども・子育て支援事業に係る 提供区域の設定について

1 法定13事業について

- 地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条に規定された13の法定事業をいう。
- ① 利用者支援事業（新）
 - ② 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)
 - ③ 一時預かり事業
 - ④ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)
 - ⑤ 養育支援訪問事業等
 - ⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
 - ⑦ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)
 - ⑧ 時間外保育事業(延長保育事業)
 - ⑨ 病児・病後児保育事業
 - ⑩ 放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)
 - ⑪ 妊婦健診
 - ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新）
 - ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新）

2 各事業と区域の関係

○ 13事業の内容は、多岐にわたるため、それぞれの事業の特性を踏まえた区域設定を考える必要がある。以下の2つに大きく分類。

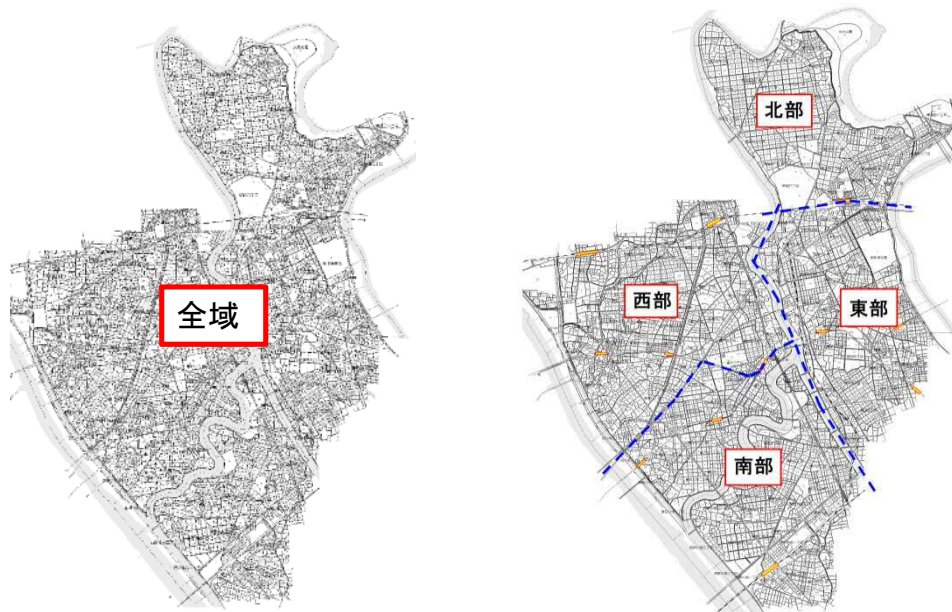
- 定員設定や特定施設が必要と見込まれるもの
- ・ 利用者支援事業
 - ・ 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 時間外保育事業(延長保育事業)
 - ・ 病児・病後児保育事業
 - ・ 放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)
- 事業の特性から区域の分けになじまないもの
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)
 - ・ 養育支援訪問事業等
 - ・ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
 - ・ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)
 - ・ 妊婦健診
 - ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ただし、この分類の中でさらに事業特性を踏まえた検討が必要

3 作業部会での中間整理

○上記2の事業特性を踏まえ、教育・保育に係る提供区域も考慮して、以下の2案に絞って、引き続き検討。

案1	案2
1区域	4区域



※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のすべてに共通の区域を設定する方法以外にも、認定区分や事業に応じて異なる区域の設定も可能。
※ 教育・保育提供区域の設定は、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業のサービス量を見込むための区割りであって、区域ごとに各サービスの利用を制限するものではない。